

# 生徒心得

## I 基本的な心得

- 1 西高生としての自覚と誇りを持ち、個人の尊厳を認め合う学校生活をおくる。
- 2 西高生として、集団生活を通じて規律や秩序を尊重し遵守する学校生活をおくる。

## II 日常的な心得

### 1 挨拶について

- (1) いつも、さわやかな「挨拶」をする。
- (2) 職員室・事務室等の入室の際、「挨拶」「会釈」をする。

### 2 登下校・出欠等について

- (1) 8時30分までに登校し教室にはいること。
- (2) 部活動参加以外の生徒の下校時間は16時30分までとする。
- (3) 部活動参加の生徒の下校時間は19時30分までとする。
- (4) 欠席・遅刻をするときは、事前に保護者から担任に電話等で連絡すること。遅刻して登校した際は、職員室にて入室許可証をもらい教室へ入室すること。
- (5) 早退・外出の際は必ず担任に連絡し、許可を得ること。

### 3 学習について

- (1) 始業のベルが鳴ったら着席し、授業前後には起立し挨拶する。
- (2) 教科書・ノートなど授業に必要なものは必ず持参し、持ち帰る。
- (3) 授業中は私語を慎み学習に専念する。
- (4) 自習時間は自習監督の指示により静粛に学習する。
- (5) 定期考査の一週間前よりアルバイト、許可された以外の部活動は禁止する。
- (6) 家庭学習の習慣を身につけ、成績の向上に努力する。

### 4 服装について

- (1) 服装は基本的には自由とするが、1学期開始後1ヶ月程度と始業式、終業式、入学式、卒業式、その他必要と認められる場合は制服着用とする。
- (2) 私服については、次に該当する物は禁止する。
  - (ア) 他校の制服やジャージ類の着用
  - (イ) 浴衣、甚平や露出度の高い服など、教育の場にふさわしくない私服。
- (3) 制服については次の通りとする。
  - ・男子
    - (ア) 男子は指定学生服とし、定められたボタンで、校章は右襟、学年級章は左襟につける。
    - (イ) 夏季着用期間(6/1~9/30)は白ワイシャツ、白ポロシャツを着用しても良い。
    - (ウ) ソックスは華美なものを避ける。
  - ・女子
    - (ア) 女子は指定されたセーラー服とする。上は、夏は白地、冬は黒地として胸ポケット上部の内側に校章、外側に学年級章をつける。下は、指定されたスラックスを着用することも可とする。リボンは必ず付ける。
    - (イ) 女子の夏服は白セーラー服とし、袖については半袖でも良い。
    - (ウ) スカートの丈は膝が隠れる程度とする。
    - (エ) ソックス、ストッキング類は華美なものを避ける。
    - (オ) 化粧・口紅・マニキュア・プレスレット・ネックレス・指輪・ピアス、その他の装身具は禁止する。

## 5 頭髪について

- (1) 頭髪を染色・脱色する事、パーマ等によって故意にくせを付ける事は禁止する。
- (2) ヘアーバンド、リボン等は華美なものを避ける。

## 6 靴について

- (1) 上靴は学校指定の上靴とする。
- (2) 通学時における外靴はサンダル等は禁止とする。

## 7 交通安全について

- (1) 交通ルールを守り、交通事故防止に努めること。
- (2) 自転車による通学は、事前に「自転車通学届」を提出し、以下の点について厳守するように努めること。
  - (ア) 交通ルールを守り、常に安全を心掛けること。
  - (イ) 車体の整備点検を心掛けること。
  - (ウ) 車体には必ず指定ステッカーを貼り付けること。
  - (エ) 冬期間における自転車通学は降雪時以降禁止する。
- (3) JR・バス通学生は、乗車マナーを守り、常識のある行動をすること。
- (4) 在学中の運転免許取得については、定められた期日より自動車学校への通学を許可し、取得は卒業式以降とする。
- (5) 在学中にバイク・自動車を運転することは禁止する。
- (6) 安易に他人の車に同乗しないこと。

## 8 校舎敷地内の美化について

- (1) 校舎内外の清潔に留意し、整理整頓を心掛けること。
- (2) ゴミは、燃えるもの・燃えないもの・ペットボトルに分別し、所定の場所に捨てること。

## 9 校内生活について

- (1) 身分証明書は常に携帯すること。
- (2) 所持品は記名し、特に貴重品・金銭の管理を徹底すること。
- (3) 私物は、原則としてすべて持ち帰ること。必要な場合は、担任または顧問に申し出て許可を得ること。
- (4) 学習に不必要な物の持ち込みは禁止とする。
- (5) 原則として本校関係者以外の者の出入りを禁止し、必要な場合には、担任または顧問の許可を得ること。
- (6) 携帯電話の校内持ち込みは許可するが、授業中の使用を禁止する。また、授業中は携帯電話の電源を切り、鞆にしまっておくこと。

## 10 校外生活について

- (1) 身分証明書を携帯すること。
- (2) 外出は21時までとし、その際に保護者に行き先、帰宅時間を伝えること。
- (3) 外泊は、必ず保護者の承諾を得ること。
- (4) 遊戯場（パチンコ店・麻雀荘・ディスコ等）、及びアルコール類を主として提供する飲食店などへの出入りを禁止する。
- (5) キャンプ・登山・海水浴・旅行等をする場合には事前に保護者の承諾を得ること。
- (6) 飲酒・喫煙、および有害な薬物の乱用を厳禁とする。
- (7) 外部での催し物・演奏会・各種行事に参加する場合は保護者の承諾を得ること。

## 11 アルバイトについて

- (1) 1年生は原則としてアルバイトを禁止とする。
- (2) 2・3年生はアルバイトの規定の条件を満たし、保護者、担任の了解のもとアルバイト届を提出したものにアルバイトを認める。ただし、次に該当するものは禁止する。
  - (ア) 宿泊を伴うもの。
  - (イ) 危険な作業や健康に有害なもの。
  - (ウ) 風俗営業や露天商に関わるもの。
  - (エ) 午後8時以降になる場合。
  - (オ) 不適切と思われる職種。

## 12 男女交際について

- (1) 男女の交際については、相互の人格を尊重し、節度あるものとし、誤解を招くことのないように注意をすること。

## 13 特別指導（出席停止）・退学等について

学校生活を充実させ、快適で秩序あるものにするためには、お互いに守らなければならないルールがあります。そのため、次に該当する生徒は、特別指導（出席停止）や懲戒による退学等を命ずることがあります。

- (1) 言動に問題があり、改善の見込みのない生徒。
- (2) 学校の秩序を乱した生徒。
- (3) 法律で定められている事項に違反した生徒。
- (4) その他、本校生徒として、その本分に反した生徒。